

相続による納税義務の  
承継マニュアル

令和3年 7月  
大 阪 国 稅 局  
徵 収 部 徵 収 課

## 目 次

### 第1章 相続の意義と効果

1 相続の意義	1
2 相続の効果	1

### 第2章 相続による納税義務の承継

#### 第1節 納税義務の承継の概要

1 承継の意義	1
2 納税義務の承継者	1
3 承継人(相続人)とはならない場合	4
4 承継割合(相続分)	6
5 遺産分割協議	10
6 相続放棄等	10

#### 第2節 納税義務の承継範囲と効果

1 納税義務の承継範囲	14
2 承継の効果	14

#### 第3節 特別な場合における納税義務の承継

1 相続人が限定承認をした場合	14
2 相続人全員が相続放棄をした場合	15
3 日本国籍を有しない被相続人についての納税義務の承継	16

#### 第4節 相続開始と滞納処分

1 単純承認と被相続人の固有財産に対する滞納処分	19
2 相続人が二人以上いる場合の相続財産に対する滞納処分	19
3 遺産分割があった場合における滞納処分	19

### 第3章 具体的な相続人調査方法

1 相続開始の事実の把握	21
2 相続人等の把握	21
3 戸籍の調査	22
4 相続人等の調査の具体的な流れ	28

### 第4章 納税義務の承継手続

#### 第1節 相続人が二人以上ある場合の納税義務の承継

1 納税義務の承継税額の算出	30
2 納付責任額	32

#### 第2節 納税義務承継の処理

1 相続人の納税者情報の登録等	36
2 関係者等の情報の登録	36
3 相続による納税義務承継決議	37

4	「相続による納税義務承継通知決議書」等の作成及び回付等	37
5	「相続による納税義務承継通知決議書」の保管等	38
6	被相続人について納税の猶予等を行っている場合等の取扱い	39

【参考 相続財産管理人選任が必要な場合】

- [REDACTED] 場合
- [REDACTED] 場合

### 3 日本国籍を有しない被相続人についての納税義務の承継

#### (1) 被相続人が外国籍を有する場合

相続については、被相続人の本国法に従うと定められており（法の通則法36）、原則として、日本国籍の被相続人の場合、日本の民法（相続法）が、外国籍の被相続人の場合、その被相続人の国の法令（相続法）が適用される。

一方で、被相続人が日本国籍である場合には、相続人が外国籍であったとしても、その相続に関しては原則として日本の民法が適用され、国税の納税義務についても日本の民法が定めるところにより承継することとなる（法の通則法41）。

また、各国の相続法制度には、次のとおり、相続財産によって適用法令が異なるケースがある。

区分	対象国の例示
全ての相続財産について、被相続人の国の法令が適用される。	日本・ドイツ・イタリア・韓国等
動産については被相続人の国の法令が適用され、不動産については不動産の所在地の法令が適用される。	アメリカ・イギリス・フランス・中国等

【参考 被相続人が韓国籍である場合】

被相続人が韓国籍である場合には、相続人が日本国籍であったとしても、その相続に関しては原則として韓国の相続法が適用され、国税の納税義務についても韓国の相続法が定めるところにより承継することとなる。

なお、遺言により、「相続は常居住地法による」旨が明示されていた場合には、反致により遺言者の常居住地である日本の民法が適用される。

#### 1 相続人

韓国民法における相続人の順位は、以下のとおりとなる。

第一順位：被相続人の直系卑属（韓民1000①一）、その代襲相続人（韓民1001）

第二順位：直系尊属（韓民1000①二）

第三順位：兄弟姉妹（韓民1000①三）、その代襲相続人（韓民1001）

#### (1) 配偶者

配偶者については、第一順位の直系卑属がある場合は、直系卑属と同順位となる

また、直系卑属がなく、第二順位の直系尊属がある場合は、直系尊属と同順位でそれぞれ共同相続人となる。

尊属もない場合は、単独相続人となる（韓民 1003①）。

なお、被代襲相続人の配偶者は、代襲相続人直系卑属と共同相続人となり、その相続人がない場合は、配偶者が単独相続人となる（韓民 1003②）

#### (2) 第一～第三順位及び配偶者がいない場合

第一順位から第三順位の相続人及び配偶者もない場合は、被相続人の四親等以内の傍系血族が相続人となる（第四順位）。

## 2 相続放棄

### (1) 意義

相続放棄とは、被相続人の死亡によって相続が開始されると相続人は被相続人の財産上の権利義務を承継することとなるが、相続の開始があったことを知った時から3か月以内であれば家庭法院に申述して全面的に拒否することが可能である（韓民 1041）。

なお、相続放棄の申述は、日本の家庭裁判所でも行うことが可能である（法の通則法 10②）。

### (2) 効果

相続人の相続放棄が認められると、その相続放棄は相続開始のときにさかのぼって、その効力を生じることとなる（韓民 1042）。

なお、共同相続人たる直系卑属（子）が全部放棄したときは、孫は独自の立場で相続することとなる。

## 3 相続人調査

2008年1月1日、「家族関係登録等に関する法律」の施行により、戸籍制度が廃止され、個人別家族関係登録制度が新設された。

これにより、戸主を中心として家単位に編さんされていた戸籍を改め、国民個人別に「家族関係登録簿」が編さんされた。この「家族関係登録簿」は、従来の韓国戸籍の記載事項を基礎として個人別に作成されており、従来の戸籍謄本で証明された事項は目的別に5種類の登録事項別証明書で証明されることとなった。

### (1) 登録事項証明書の取得

イ

登録事項証明書交付の請求先は、韓国総領事館であるが、

また、登録事項別証明書の交付申請ができるのは、対象者から見て、本人、配偶者、直系血族及びこれらから委任を受けた者である。

したがって、

□

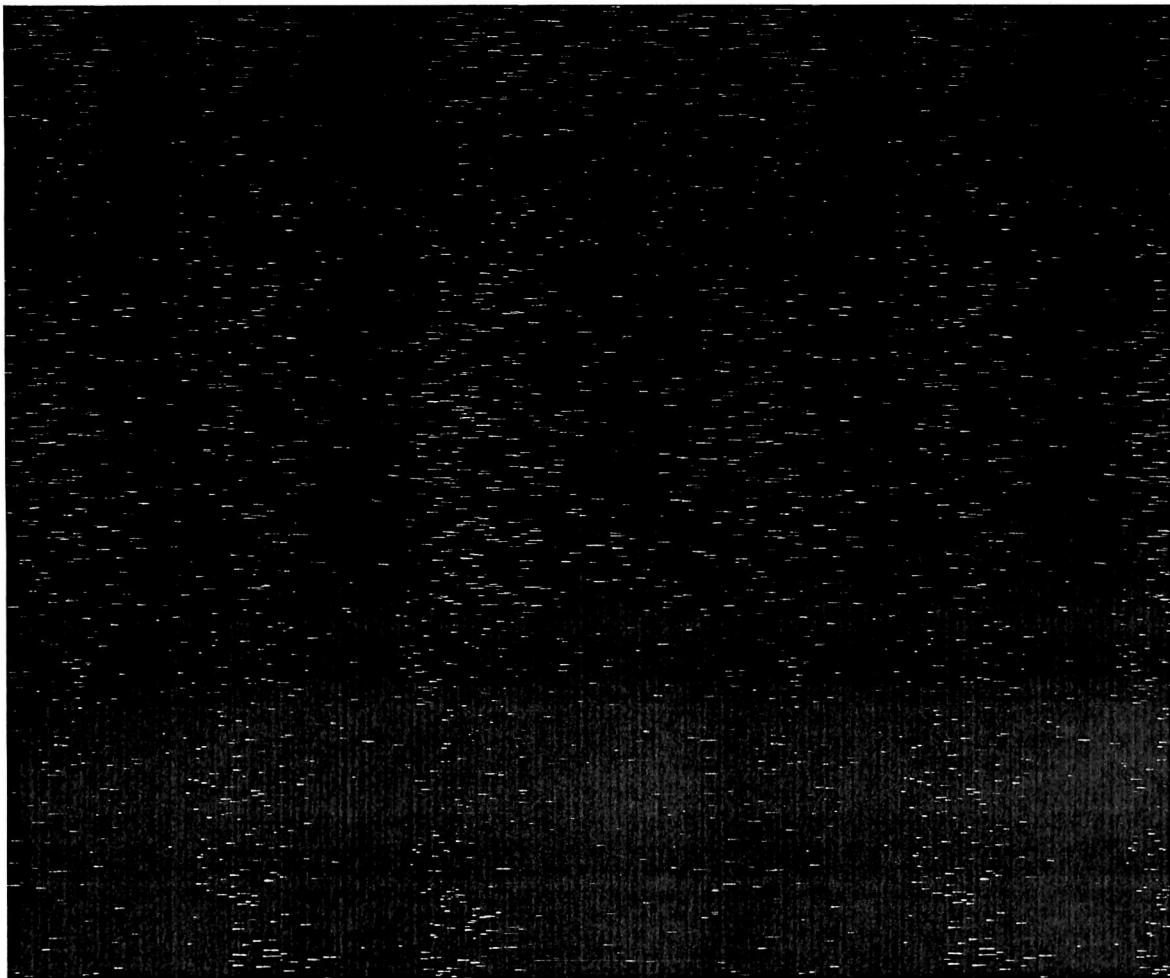
(2) 除籍謄本の取得

2008年1月1日以降は、家族関係登録簿へ身分証明が移行しているため、従来戸籍と言われていたものは全て除籍となった。

なお、除籍謄本についても登録事項証明書と同様に、本人、本人の配偶者、本人の直系血族及びそれらから委任を受けた者のみが韓国領事館へ請求することにより取得できる。

おって、

【参考 被相続人が外国籍である場合の相続人調査フロー図】



## (2) 被相続人が二重国籍の場合

被相続人が二重国籍を有している場合において、そのひとつが日本国籍であるときは、相続に関して日本の民法が適用されるため、国税の納税義務も日本人と同様に承継することとなる。

なお、これ以外の二重国籍者については、国籍を有する国のうち常居所地の法又はより密接な関係のある国の本国法に従うこととなる（法の通則法 38①）。

## (3) 被相続人が無国籍の場合

被相続人が、日本の国籍も外国の国籍も有しない無国籍者である場合の相続は、その常居所地の法による（法の通則法 38②）。

したがって、常居所地が日本であるときは日本人と同様に納税義務を承継することとなる。

## 第4節 相続開始と滞納処分

### 1 単純承認と被相続人の固有財産に対する滞納処分

単純承認をした相続人等は、無限に被相続人の権利義務を承継することから、その承継国税の範囲内では、相続人固有の財産に対しても滞納処分をすることができる。

しかし、滞納処分の執行に支障がない限り、まず相続財産から差し押さえるように努める（微 51①）とともに、相続人の固有財産が差し押さえられた場合、相続人は一定の条件のもとに差押換えを請求することができる（微 51②）

### 2 相続人が2人以上いる場合の相続財産に対する滞納処分

被相続人の財産は、相続開始と同時に法律上当然に相続人に移転するが、遺産分割によって個別的に相続財産の分割が行われるまでの間は、各相続人の相続分に応じて共有となり（民 898）、その共有持分の割合は、民法 900 条以下の相続分による。

なお、可分債権は、相続により法律上当然に分割され、各相続人がその相続分に応じて権利を承継する（昭 29. 4. 8 最高判）とされているが、普通預金、当座預金、定期預金、定期積金、通常貯金、定額貯金及び定期貯金については、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることではなく、遺産分割の対象となるため、留意すること（平 28. 12. 19 最高判）。

### 3 遺産分割があった場合における滞納処分

遺産分割は、相続開始時に遡ってその効力を生ずるが、遺産分割の効力は、第三者の権利を害することができない（民 909）から、分割前に行った差押えの効力は影響を受けない。

したがって、相続財産の共有持分を差し押された後に遺産分割が行われたとしても、差押えの効力は失われないこととなる。

なお、遺産分割により権利を取得した相続人は、登記を要するものについては、その登記をしなければ法定相続分を超える権利の取得を第三者に対して対抗することができない（民 177、昭 46. 1. 26 最高判）から、遺産分割後であっても登記がなければ、分割後に法定相続分でした差押えの効力は失われない。